

税 額 控 除 に 係 る 証 明 書

社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会

貴法人が租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、この証明に係る有効期限は、次のとおりです。

令和 5 年 10 月 30 日から令和 10 年 10 月 29 日（5 年間）

令和 5 年 10 月 30 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

